毎 ・週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日



目 次

規

○福島県職員の退職手当に関する条例施行規則 福島県病院局 **の** 部を改正する規則

○福島県病院局組織規程の一部を改正する規程

○福島県病院事業職員の給与、 ○福島県病院局処務規程の一部を改正する規程 勤務時間その他の勤務条件等に

規程の一部を改正する規程 に関する

)福島県病院事業職員の職の格付に関する規程の一部を改正する規程)福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部

を改正する規程

福島県人事委員会

○平成十八年改正条例第五十九号附則第七項から第九項までの よる給料の切替えに関する規則の一部を改正する規則 規定に

規 則

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 成二十五年三月二十六日

福島県知事 佐 藤 雄 平

福島県規則第二十八号

平成25年3月26日 火曜日

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。 福島県職員の退職手当に関する条例施行規則 (昭和二十八年福島県規則第八十六号)

日までの間において適用されていた」に、「平成十八年四月以後の技能労務職給料表」 を 「平成十八年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において適用されていた」 別表の二の表第七号区分の項第八号中「平成十八年四月一日以後適用されている」を 「平成十八年四月以後平成二十五年三月以前技能労務職給料表」に改め、 「同日以後適用されている」を「平成十八年四月一日から平成二十五年三月三十 同項中第十

> 号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える 九 関する規則(昭和四十八年福島県規則第八十一号)の技能労務職給料表、同日以後 島県教育委員会規則第二十号)の技能労務職給料表又は同日以後適用されている福 する職務の級が五級であつたもの 成二十五年四月以後技能労務職給料表」という。)の適用を受けていた者でその属 島県警察に勤務する技能労務職員の給与に関する訓令の技能労務職給料表(以下「平 適用されている技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則(昭和四十八年福 平成二十五年四月一日以後適用されている技能労務職員の給与及び勤務時間等に

の次に次の二号を加える。 訓令の技能労務職給料表」の下に「(以下「平成十八年三月以前技能労務職給料表」と いう。)」を加え、同項中第十二号を第十四号とし、 以前技能労務職給料表」に改め、 「平成十八年四月以後の技能労務職給料表」を「平成十八年四月以後平成二十五年三月 - 平成十八年四月以後平成二十五年三月以前技能労務職給料表」に改め、同項第十号中 別表の二の表第八号区分の項第九号中「平成十八年四月以後の技能労務職給料表」を 「福島県警察に勤務する技能労務職員の給与に関する 第十一号を第十三号とし、 第十号

十一 平成二十五年四月以後技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職 務の級が四級であつたもの

十二 平成二十五年四月以後技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職 以上の給料月額を受けていた者であつた期間を有するもの若しくはその属する職務 適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であり当該職務の級の五十七号給 期間を有するもの、平成十八年四月以後平成二十五年三月以前技能労務職給料表の 級であり当該職務の級の四号給以上六号給以下の給料月額を受けていた者であつた 用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつた期間を有するもので、 の級が二級であり当該職務の級の十七号給以上五十二号給以下の給料月額を受けて 料月額を受けていた者であつた期間を有するもの若しくはその属する職務の級が二 受けていた者でその属する職務の級が一級であり当該職務の級の十四号給以上の給 務の級が三級であつたもののうち、平成十八年三月以前技能労務職給料表の適用を これらの期間が合わせて百二十月を超えていたもの いた者であつた期間を有するもの又は平成二十五年四月以後技能労務職給料表の適

この規則は、 平成二十五年四月一日から施行する

(職員業務課福利厚生室)

福 島 県 病 院 局

「島県病院局組織規程の一 平成25年3月26日 部を改正する規程をここに公布する

筁

福島県病院事業管理 ₩. 中 笠 鬞

l

福島県病院局管理規程第1号

に殴る。)

は、平成25年5月13日から施行する

2

改正する 別表第1福島県立喜多方病院の項を削る 福島県病院局組織規程(平成16年福島県病院局管理規程第1号)の一部を次のように

福島県病院局組織規程の一部を改正する規程

この規程は、平成25年4月1日から施行する

平成25年3月26日

福島県病院局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する

福島県病院局管理規程第2号

福島県病院事業管理者 中 쓮

真

福島県病院局処務規程の一部を改正する規程

改正する 福島県病院局処務規程(平成16年福島県病院局管理規程第2号)の一部を次のように

矢病

米

11

こに公布する

氖 第 14 条の2第1項第1号中 岩島県立矢吹病院 77 「福島県立会津総合病院 会病 福島県立宮下病院 福島県立喜多方病院 喜病」 を「福島県立宮下病院 宮病」に改める 4 「福島県立矢吹病院

島

正規定 この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第14条の2第1項第1号の改 「福島県立会津総合病院 会病 福島県立宮下病院 宮焼 を「福島県立宮下病院 宮病」に改める部分

(病院総務課)

する規程をここに公布する。 福島県病院事業職員の給与、 勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正

福島県病院事業管理者 中 쏲 貫 ļ

福島県病院局管理規程第3号

部を改正する規程

平成25年3月26日

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の

島県病院局管理規程第3号)の一部を次のように改正する 福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程(平成16年福

第28条中「、喜多方市」を削る。

この規程は、平成25年4月1日から施行する

(病院総務課)

福島県病院事業職員の職の格付に関する規程の一部を改正する規程をここに公布す 平成25年3月26日

福島県病院事業管理者 中 쑾 真

l

福島県病院局管理規程第4号

(病院総務課)

福島県病院事業職員の職の格付に関する規程の一部を改正する規程

の一部を次のように改正する。 福島県病院事業職員の職の格付に関する規程(平成16年福島県病院局管理規程第4号)

病院行政職給料表格付表中「、喜多方」を削る

病院医療職給料表(2)格付表中「喜多方、会津総合」 4 「会津総合」に改める

病院医療職給料表(3)格付表中「、喜多方」を削る

この規程は、平成25年4月1日から施行する

福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する規程を (病院総務課)

平成25年3月26日

福島県病院局管理規程5

福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正

福島県病院事業管理

*

中

쑲

真

する規程

福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程(平成24年福島県病院局

条例の一部を改正する条例(平成25年福島県条例第40号)の施行の日の前日において福 管理規程第2号)の一部を次のように改正する。 ンターの整備に係る」を「旧福島県立喜多方病院(福島県立病院事業の設置等に関する 第1条中「福島市光が丘1番地」を「喜多方市字稲清水2324番地」に、「会津医療セ

この規程は、平成25年4月1日から施行する

島県立喜多方病院であったものをいう。)の残務の整理に関する」に改める。

(病院総務課)

福 島 県人 事 委員 会

に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十八年改正条例第五十九号附則第七項から第九項までの規定による給料の切替

平成二十五年三月二十六日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

平成十八年改正条例第一福島県人事委員会規則第十号

)。 .関する規則(平成十八年福島県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正す平成十八年改正条例第五十九号附則第七項から第九項までの規定による給料の切替え

相当 得た額 相当額 額基準 ては差額相当額から減額基準額に二を乗じて得た額 は、 お 減じた額を、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までにあっては差額 ては差額相当額から平成二十六年三月三十一日における差額相当額に三分の一を乗じて の額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において 差額相当額」という。)を、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までにあっ |月三十一日までにあっては」を加え、 いて 額相当額)を減じた額」に改め、同条第二項中 額 までにあっては」 」という。)を、 当該差額相当額)を減じた額」に改める。 四条第一 から平成二十六年三月三十一日における差額相当額に三分の一を乗じて得た額)を減じた額を、平成二十七年四月 から減額基準額に二を乗じて得た額 額」という。 「減額基準額」という。)(減額基準額が差額相当額を超えるときは、当該差額 (その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項に 項各号列記以外の部分中 を加え、 同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までにあっては差 (減額基準額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額) 「得た額)」を 「ものには、」の下に 日 「得た額)」を「得た額。 (その額が差額相当額を超えるときは、当該 から平成二十八年三月三十一日までにあっ 「得た額。 「ものには、」の下に (その額が差額相当額を超えるとき 以下この項にお 「平成二十六年三 以下この項において いて「差額 「平成二十六年 月 三十 額相 を 減 (そ

同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までにあっては差額相当額から平成二十六 数を生じたときは、 に二を乗じて得た額 年三月三十一日における差額相当額に三分の一を乗じて得た額 年四 (減額基準額が差額相当額を超えるときは、 加 第五条第一項中 え、 に改める。 月 日 「得た額)」を「得た額。以下この項において「差額相当額」という。)を、 から平成二十八年 これを切り捨てた額。 「ものには、」の下に「平成二十六年三月三十一日までにあって (その額が差額相当額を超えるときは、 一月三十一日までにあっては差額相当額から減額基準額 以下この項において 当該差額相当額) 当該差額相当額) を減じた額を、 「減額基準額」という。) (その額に一円未満の端 を減じた 平成二十

į 、則

この規則は、公布の日から施行する

(採用給与課)

リサイクル適性 (A) この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。

再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福 島 県印刷所 株式会社 第 一 印 刷